

# 福岡県公報

令和5年1月6日  
第 362 号

## 目 次

### 告 示 (第1号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) ..... 1
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) ..... 2
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) ..... 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5

- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 地方卸売市場の認定 (園芸振興課) ..... 6
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) ..... 6
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ..... 9
- 家きん等の移動禁止 (畜産課) ..... 9

## 告 示

### 福岡県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	宗像線	前	宗像市東郷二丁目947番24先から 宗像市東郷一丁目944番14先まで	16.0 ～ 33.0	32.8
			後	宗像市東郷二丁目947番24先から 宗像市東郷一丁目944番14先まで	16.5 ～ 37.0	32.8

## 公 告

### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良

事業の施行に係る地域の換地計画を令和4年12月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市星野村字姥柿 (新星野2期地区縫尾換地区)	換地計画書の写し	令和5年1月6日から 令和5年2月6日まで	八女市役所星野支所

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により水巻町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路の変更（令和4年12月6日水巻町告示第87号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路の変更（令和4年12月6日遠賀町告示第95号）

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字下境821番13、822番1、822番4、824番1、825番1、832番1、834番1、835番1、836番1、837番1、849番1及び852番6並びに大字頓野2738番1、2740番1、2743番2、2744番1、2747番1から2747番3まで、2748番1、2748番3、2749番1、2750番1から2750番3まで、2751番1、2751番3、2752番1、2753番1、2755番1、2756番4、2759番1、2760番1、2761番1及び2762番1

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市大字下境2400番地

森田製菓有限公司

代表取締役 森田 恵子

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町久光字浦ノ原1555番1から1555番18まで

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社アスト

代表取締役 岩永 政浩

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 処分をした年月日

令和 4 年 12 月 22 日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社秋月	田川市大字位登1719番地	代表取締役 秋月 秀彦	なし

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

## (2) 停止期間

令和 5 年 1 月 6 日から令和 5 年 1 月 8 日までの 3 日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社秋月は、県内の公共工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和 5 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 処分をした年月日

令和 4 年 12 月 22 日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社リクデン	田川市大字川宮1215番地	代表取締役 陸田 和子	令和 3 年 8 月 15 日 福岡県知事 許可（般・特-3）第 58234 号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

## (2) 停止期間

令和 5 年 1 月 6 日から令和 5 年 1 月 12 日までの 7 日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社リクデンは、県内の公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町下府土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 就任した理事

氏 名	住 所
安河内 逸 敏	糟屋郡新宮町下府一丁目 9 番 22 号

福田 美典	糟屋郡新宮町下府三丁目6番20号
藤田 清満	糟屋郡新宮町下府三丁目6番18号
安河内 清登	糟屋郡新宮町下府一丁目10番20号
富永 仁	糟屋郡新宮町下府四丁目6番13号
富永 照仁	糟屋郡新宮町下府四丁目1番22号
堺 善宣	糟屋郡新宮町下府四丁目1番15号
富永 公明	糟屋郡新宮町下府三丁目5番35号
井上 嘉美	糟屋郡新宮町下府三丁目6番1号
富永 晃	糟屋郡新宮町下府三丁目5番38号
岩崎 博英	糟屋郡新宮町下府一丁目10番10号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ宮若店
- (2) 所在地 宮若市宮田字梨子元3676番1の一部外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

##### ①駐車需要の充足等交通に関する事項

・市コミュニティバスのバス停（商工会議所前）が店舗の前にあります。道路交通法に基づき、安全に利用できるよう配慮をお願いいたします。

##### ②歩行者の通行の利便性の確保等

・接続する道路が県道なので、直方県土整備事務所と協議を行ってください。また、直方警察署とも協議を行ってください。

・周辺道路（歩道）は小・中学校が近く、多くの児童・生徒が通行しますので、登校（7：30～8：30）、下校時間帯をさけた運行計画を作成し、出入り業者に安全運転を徹底させてください。

##### ③廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進をお願いします。特に食品廃棄物の削減をお願いします。

##### ④騒音の発生に係る事項

・騒音規制法・振動規制法に基づき特定建設作業を実施する場合は市に届出をお願いします。

・騒音規制法・振動規制法に基づき特定施設を設置する場合は市に届出をお願いします。

##### ⑤廃棄物に係る事項

・一般廃棄物を排出する場合は市に届出をおねがいします。また、廃棄物を処理する場合は、廃棄物に関連する法律に基づいて処理をお願いします。

・産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託するようお願いします。

##### ⑥街並みづくり等への配慮等

・カーボンニュートラルの推進をお願いします。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ北泉店

(2) 所在地 行橋市北泉五丁目730番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

敷地北側の主要地方道直方行橋線（県道28号）は、都市計画道路（行事辻垣線）で敷地と重なっていますが、建築物との重複は無く、特に問題はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ラ・ムー大牟田店

(2) 所在地 大牟田市北磯町2番50外8筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字貝田1847番1及び1848番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1809番地1

安川 洋輔

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年12月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ直方店

(2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 外1者	株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年12月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ直方店

(2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
敷地南西側	20	ナフコ棟北西側	26
テナント棟南側	10	ナフコ棟北側	4
合計	30	合計	30

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
ナフコ棟北側	84	ナフコ棟北側	84
ナフコ棟西側	80	ナフコ棟北西側	60
ナフコ棟南東側	60		
テナント棟北東側	24		
合計	248	合計	144

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
-----	-----

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
ナフコ棟北側	31.5	ナフコ棟北東側	36.30
ナフコ棟南東側	31.5		
テナント棟北東側	6.6		
合計	69.6	合計	36.30

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ザザホラヤ	ザザホラヤ直方店 直方市大字下境字四十田548-6外

公告

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づき、令和4年12月20日付けで次のように地方卸売市場の開設を認定したので、同条第6項の規定により公示する。

令和5年1月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目
有限会社丸善青果	久留米市北野町大城402-2	地方卸売市場丸善青果	久留米市北野町大城402-2	青果

雑報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和5年1月6日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

(1) 玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定に係る答申案

2 答申案の概要

(1) 玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定に係る答申案

ア 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

イ 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事業地
鹿家	宿 舎	糸島市二丈鹿家

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2-1）

(6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

令和5年1月6日（金）から令和5年1月19日（木）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3222

（電子メール）skoen@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3369

(別紙)

## 意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見を提出する答申案	玄海国定公園 (糸島市二丈鹿家) における公園事業の決定に係る答申案
意見	
理由	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46条）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 福岡県告示第1048号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年12月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	13羽	糸島市	令和4年12月19日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 福岡県告示第1048号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可するのは、この限りでない。

令和4年12月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 移動制限区域

(1) 糸島市（有田、有田中央1丁目、有田中央2丁目、飯原、大浦、荻浦、神在、川付、蔵持、香力、篠原、篠原西1丁目、篠原西2丁目、篠原西3丁目、篠原東1丁目、篠原東2丁目、篠原東3丁目、瀬戸、曾根、高上、多久、富、二丈 武、二丈 田中、二丈 松国、東、本、前原駅南1丁目、前原駅南2丁目、前原駅南3丁目、

前原西1丁目、前原南1丁目、前原南2丁目、三坂、美咲が丘1丁目、美咲が丘2丁目、美咲が丘3丁目、美咲が丘4丁目、南風台1丁目、南風台2丁目、南風台3丁目、南風台4丁目、南風台5丁目、南風台6丁目、南風台7丁目、南風台8丁目、八島)

## 2 搬出制限区域

(1) 糸島市（井田、井原、長野、二丈 波呂、波多江、前原、三雲、山北、雷山、池田、板持、板持1丁目、板持2丁目、岩本、浦志、浦志1丁目、浦志2丁目、浦志3丁目、潤、潤1丁目、潤2丁目、潤3丁目、潤4丁目、王丸、加布里、川原、高来寺、志登、志摩 井田原、志摩 稲留、志摩 稲葉、志摩 岐志、志摩 久家、志摩 芥屋、志摩 小金丸、志摩 小富士、志摩 新町、志摩 津和崎、志摩 西貝塚、志摩 初、志摩 馬場、志摩 東貝塚、志摩 船越、志摩 松隈、志摩 御床、志摩 師吉、志摩 吉田、白糸、新田、瑞梅寺、末永、大門、高祖、高田、高田1丁目、高田2丁目、高田3丁目、高田4丁目、高田5丁目、千早新田、泊、西堂、二丈 一貴山、二丈 石崎、二丈 片山、二丈 上深江、二丈 長石、二丈 浜窪、二丈 深江、二丈 福井、二丈 松末、二丈 満吉、波多江駅北1丁目、波多江駅北2丁目、波多江駅北3丁目、波多江駅北4丁目、波多江駅南1丁目、波多江駅南2丁目、前原北1丁目、前原北2丁目、前原北3丁目、前原北4丁目、前原中央1丁目、前原中央2丁目、前原中央3丁目、前原西2丁目、前原西3丁目、前原西4丁目、前原西5丁目、前原東1丁目、前原東2丁目、前原東3丁目、油比、志摩 桜井の一部（県道567号線井牟田と県道54号線野北を結ぶ道路の南側）、志摩 野北の一部（県道567号線井牟田と県道54号線野北を結ぶ道路の南側））

## (2) 福岡市

西区（大字飯氏、大字飯盛、今宿青木、今宿上ノ原、今宿町、今津、大字宇田川原、大字金武、大字草場、大字桑原、大字下山門、大字拾六町、大字周船寺、大字千里、太郎丸1丁目、太郎丸2丁目、太郎丸3丁目、太郎丸4丁目、大字太郎丸、大字徳永、大字野方、大字羽根戸、大字女原、大字元岡、元浜1丁目、元浜2丁目、元浜3丁目、元浜4丁目、横浜1丁目、横浜2丁目、横浜3丁目、大字吉武、野方2丁目、野方3丁目、野方4丁目、野方5丁目、野方6丁目、野方7丁目、生の松原4丁目、今宿駅前1丁目、今宿東1丁目、今宿東2丁目、今宿東3丁目、上山

門3丁目、拾六町4丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、周船寺1丁目、周船寺2丁目、周船寺3丁目、田尻1丁目、生松台1丁目、生松台2丁目、生松台3丁目、今宿1丁目、今宿2丁目、今宿3丁目、西の丘1丁目、西の丘2丁目、西の丘3丁目、富士見1丁目、富士見2丁目、富士見3丁目、九大新町、今宿西1丁目、北原1丁目、西都1丁目、西都2丁目、徳永北、女原北、北原2丁目、田尻2丁目、田尻3丁目、田尻東1丁目、田尻東2丁目、田尻東3丁目、田尻東4丁目、学園通1丁目、学園通2丁目、学園通3丁目、丸川1丁目、丸川2丁目)

早良区 (大字飯場、大字曲測)